

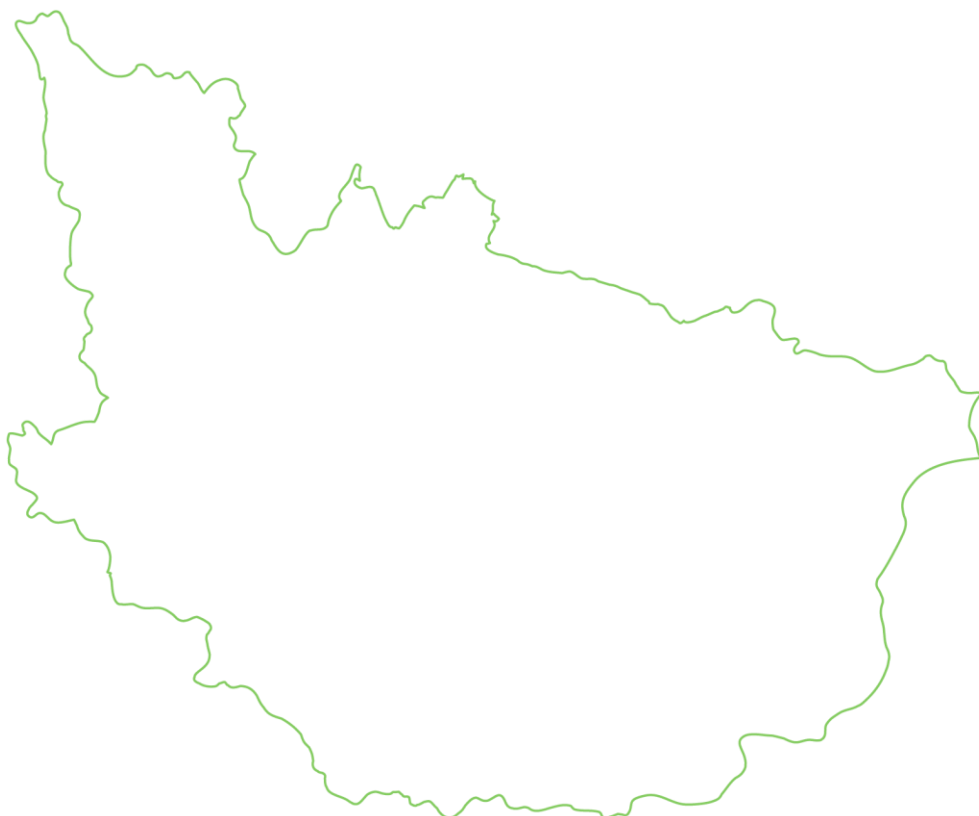
# Kaminoyama City Location Normalization Plan

## 資料編

資料編 1 作成の経緯

資料編 2 策定体制

資料編 3 用語集



# 資料編 1 作成の経緯

## 平成 31 年度・令和元年度

| 実施年月日    | 会議等名称                    | 参集範囲                              | 主な議題                                                          |
|----------|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| H31.4.25 | 事業調整打合せ会                 | 関係課長                              | ・体制について<br>・工程について                                            |
| R1.6.11  | 事業調整打合せ会（再）              | 関係課長                              | ・体制について<br>・工程について                                            |
| R1.7.11  | 第 152 回都市計画審議会           | 都計審委員                             | ・状況報告                                                         |
| R1.7.24  | 講演会                      | 都計審委員<br>関係課長<br>関係課副主幹<br>その他職員等 | ・国土交通省東北地方整備局を招いて講演会                                          |
| R1.8.8   | 第 1 回幹事会                 | 関係課副主幹                            | ・都市の問題点及び課題について<br>・将来都市像及び基本方針について<br>・誘導区域案、誘導施設案、誘導施策案について |
| R1.9.26  | 第 1 回策定委員会               | 関係課長                              |                                                               |
| R1.11.1  | 第 2 回幹事会                 | 関係課副主幹                            |                                                               |
| R1.11.25 | 第 2 回策定委員会               | 関係課長                              | ・これまでの検討内容を国土交通省よりコンサルティング                                    |
| R1.12.16 | 国土交通省コンサルティング            | -                                 |                                                               |
| R2.1.24  | 第 3 回幹事会                 | 関係課副主幹                            |                                                               |
| R2.2.17  | 第 3 回策定委員会               | 関係課長                              | ・誘導区域案、誘導施設案、誘導施策案について<br>・公共交通の検討方針について<br>・指標案について          |
| R2.3.12  | 国土交通省東北地方整備局<br>コンサルティング | -                                 | ・前回相談事項への対応について                                               |
| R2.3.24  | 第 153 回都市計画審議会           | 都計審委員                             | ・中間報告（誘導区域案、誘導施設案、誘導施策案）                                      |

## 令和2年度

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

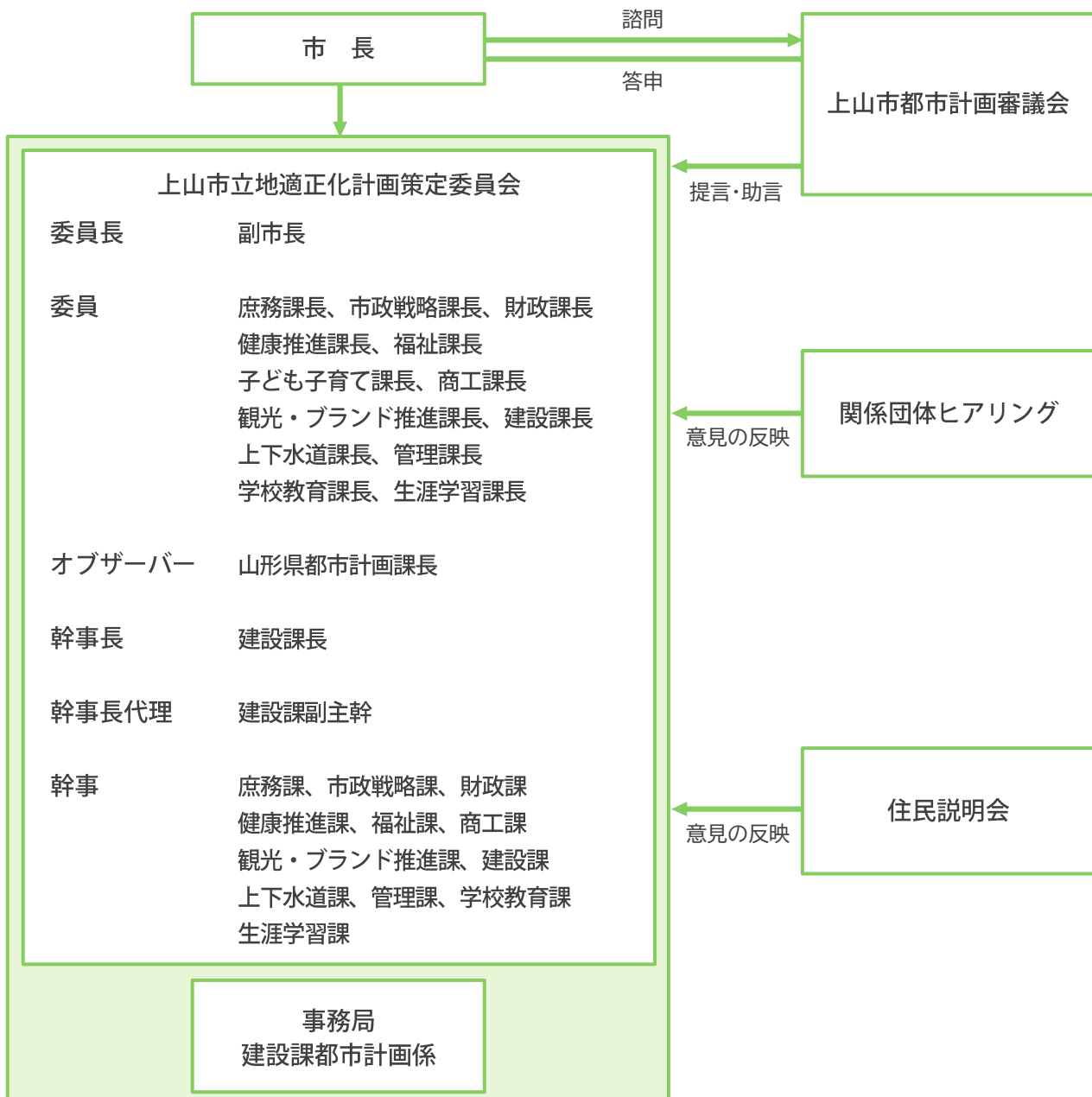
| 実施年月日      | 会議等名称                    | 参集範囲                                       | 主な議題                                                             |
|------------|--------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| R2.4.27    | 第4回幹事会                   | 関係課副主幹                                     | ・関係団体ヒアリングについて<br>・保留案件について                                      |
| R2.6.17    | 第4回策定委員会                 | 関係課長                                       | ・関係団体ヒアリングについて<br>・保留案件について<br>・上山市立地適正化計画の素案について                |
| R2.7.8     | 第154回都市計画審議会             | 都計審委員                                      | ・上山市立地適正化計画の素案について                                               |
| R2.8.20~21 | 関係団体ヒアリング                | 関係団体                                       | ・上山市立地適正化計画の素案について                                               |
| R2.10.9    | 防災指針の手引き説明会              | 庶務課<br>上下水道課<br>建設課                        | —                                                                |
| R2.10.30   | 防災指針作成に関する<br>打合せ（第1回）   | 副市長<br>庶務課<br>上下水道課<br>建設課                 | ・防災指針素案について<br>・今後のスケジュールについて                                    |
| R2.11.12   | 第5回策定委員会                 | 関係課長                                       | ・スケジュールの変更について                                                   |
| R2.11.17   | 国土交通省東北地方整備局<br>コンサルティング | —                                          | ・防災指針素案について                                                      |
| R2.12.18   | 防災指針作成に関する<br>打合せ（第2回）   | 副市長<br>庶務課<br>上下水道課<br>建設課                 | ・ハード対策を優先していくべき区域の<br>明確化とその対策について<br>など                         |
| R3.2.2     | 防災指針作成に関する<br>打合せ（第3回）   | 副市長<br>庶務課<br>市政戦略課<br>財政課<br>上下水道課<br>建設課 | ・防災指針素案について<br>など                                                |
| R3.2.24    | 第6回策定委員会                 | 関係課長                                       | ・防災指針素案について<br>・都計審、議員研修会、関係団体ヒア<br>リングでの意見について<br>・指標について<br>など |
| R3.3.8     | 国土交通省東北地方整備局<br>に確認依頼    | —                                          | ・上山市立地適正化計画の素案について                                               |

## 令和3年度

| 実施年月日                | 会議等名称                                              | 参集範囲   | 主な議題                                          |
|----------------------|----------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------|
| R3.5.27              | 第5回幹事会                                             | 関係課副主幹 | ・防災指針について<br>・上山市立地適正化計画の素案について               |
| R3.6.17              | 第7回策定委員会                                           | 関係課長   | ・上山市立地適正化計画の素案について<br>・住民説明会、パブリックコメントの実施について |
| R3.7.6               | 第155回都市計画審議会                                       | 都計審委員  | ・上山市立地適正化計画（案）について<br>・住民説明会、パブリックコメントの実施について |
| R3.8.23<br>～9.15     | パブリックコメント                                          | -      | ・上山市立地適正化計画（案）について                            |
| R3.8.24～26           | 住民説明会<br>1回目：北部地区公民館<br>2回目：中部地区公民館<br>3回目：市役所大会議室 | 市民     | ・上山市立地適正化計画（案）について                            |
| R3.10.1              | 第6回幹事会                                             | 関係課副主幹 | ・パブリックコメントでの意見について<br>・住民説明会の結果について           |
| R3.10.22             | 第8回策定委員会                                           | 関係課長   | ・パブリックコメントでの意見について<br>・住民説明会の結果について           |
| R3.11.16             | 第156回都市計画審議会                                       | 都計審委員  | ・諮問・答申                                        |
| R3.11.16             | 作成                                                 | -      | ・上山市立地適正化計画について                               |
| R3.11.17<br>～R4.1.30 | 届出制度のための<br>事前公表                                   | -      | ・上山市立地適正化計画について                               |
| R4.1.31              | 公表【効力発生】                                           | -      | -                                             |

## 資料編 2 策定体制

### (1) 庁内策定体制図



※R3.4.1 より観光課から観光・ブランド推進課へ名称変更

▲ 上山市立地適正化計画策定体制図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

## (2) 委員等名簿

| 上山市立地適正化計画策定委員会 |             |
|-----------------|-------------|
| 区 分             | 役 職         |
| 委員長             | 副市長         |
| 委員              | 庶務課長        |
|                 | 市政戦略課長      |
|                 | 財政課長        |
|                 | 健康推進課長      |
|                 | 福祉課長        |
|                 | 子ども子育て課長    |
|                 | 商工課長        |
|                 | 観光・ブランド推進課長 |
|                 | 建設課長        |
|                 | 上下水道課長      |
|                 | 管理課長        |
|                 | 学校教育課長      |
|                 | 生涯学習課長      |
| オブザーバー          | 山形県都市計画課長   |

| 上山市立地適正化計画策定委員会 幹事会 |               |
|---------------------|---------------|
| 区 分                 | 役 職           |
| 幹事長                 | 建設課長          |
| 幹事長代理               | 建設課副主幹        |
| 幹事                  | 庶務課危機管理室長     |
|                     | 市政戦略課副主幹      |
|                     | 財政課副主幹        |
|                     | 健康推進課副主幹      |
|                     | 福祉課副主幹        |
|                     | 子ども子育て課副主幹    |
|                     | 商工課副主幹        |
|                     | 観光・ブランド推進課副主幹 |
|                     | 建設課副主幹（2名）    |
|                     | 上下水道課副主幹      |
|                     | 管理課副主幹        |
|                     | 学校教育課副主幹      |
|                     | 生涯学習課副主幹      |

## 資料編 3 用語集

### あ行

#### 空き家バンク

あきやばんく

空き家の増加が顕著となっている状況を踏まえて、空き家物件の情報を一元的に管理し、空き家所有者から空き家の賃貸や購入を希望する人に照会する仕組み。上山市でも定住を希望する方や空き家の利用を希望する方に対して、売却または賃貸を希望する空き家所有者から提供される空き家の情報を、上山市のホームページなどで広く公開している。

#### 一級河川

いっきゅうかせん

国土保全上や国民経済上、特に重要な水系に属する河川の内、河川法に基づいて管理する必要があると国土交通大臣が指定したものをいう。大臣管理区間と知事管理区間がある。

#### インフラ

いんふら

道路や上下水道施設など産業や生活の基盤となる施設。

#### オープンスペース

おーぷんすぺーす

公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称。

### か行

#### 開発行為

かいはつこうい

都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用途で使用する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域

かおくとうかいとうはんらんそうていくいき

一定規模以上の雨が降った場合に、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸侵食や氾濫流が発生することが想定される区域。上山市内では前川や須川などで区域が示されている。

#### 居住機能

きょじゅうきのう

都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能。

#### 居住誘導区域

きょじゅうゆうどうくいき

立地適正化計画において定める区域で、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、都市の居住者の居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域。（都市再生特別措置法第81条第2項第2号）

#### 拠点施設

きょてんしせつ

都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政など）が集積しており、多くの人が集まる場所・施設のこと。徒歩・公共交通などにより、多くの人が到達可能な場所。

#### 公共交通

こうきょうこうつう

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

#### 洪水浸水想定区域

こうずいしんすいそうていくいき

想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。区域と想定される水深、浸水継続時間などが公表されている。

<計画規模（L1）>河川整備において基本となる降雨量で、年超過確率1/100程度（10～100年に1回）の雨量。

<想定最大規模（L2）>想定しうる最大規模の降雨量で、年超過確率1/1,000程度（1000年に1回）の雨量。

#### 国立社会保障・人口問題研究所

こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。日本の将来推計人口の予測も行っており、立地適正化計画を作成する際の将来人口については、この研究所の推計値を採用することとされている。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

### こんぱくと・ぷらす・ねっとわーく

国土交通省が提唱するまちづくりの考え方で、人口減少・高齢化が進む中でも、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めることをいう。

## さ行

## 市営予約制乗合タクシー

### しえいよやくせいのりあいたくしー

利用する便を予約のうえ、1 台のタクシーに「乗り合い」をして、自宅から目的地まで送迎するもの。上山市では路線バスの運行していない交通空白地域である西郷地区・中山地区・中川地区の一部（高野・薄沢・永野・蔵王地区）を対象に、予約制乗合タクシーを運行している。

## 市街化区域

### しがいかくいき

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第7 条第2 項）

市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。（同法第13 条）

## 市街化調整区域

### しがいかちょうせいいくいき

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。（同法第7 条第3 項）市街化を抑制し、優れた自然環境などを守る場所として開発や建築が制限されている区域。

## 市街地整備

### しがいちせいび

良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称していう。一般に道路、公園などの基盤施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的な整備をいう。

## 自主防災組織

### じしゅぼうさいそしき

町内会等の単位で組織される、平常時及び災害時ににおいて自主的に防災活動に取り組む組織。平常時は災害に対応する環境づくりを行い、実際に災害が発生した際には、組織力を発揮し、防災機関が来るまでの避難救助及び防災機関との連携を図る役割を果たす。

## 自助・共助

### じじょ・きょうじょ

自助とは、自分の責任で、自分自身が行うこと。

共助とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

## 自動車分担率

### じどうしゃぶんたんりつ

都市における自動車の利用状況を表す指標。全交通手段の総移動回数に対して自動車利用による移動回数が占める割合を表す。平成29 年（2017 年）に実施した山形広域都市圏パーソントリップ調査では、山形広域都市圏の自動車分担率は76 %となっている。

## 集約型都市構造

### しゅうやくがたとしこうぞう

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市。

## ストック

### すとく

蓄え、資産のこと。道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。

## 生活利便施設

### せいかつりべんしせつ

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や金融・診療所などの施設。

## 全国都市交通特性調査 (全国パーソントリップ調査)

ぜんこくとしこうつうとくせいちょうさ  
(ぜんこくばーそんとりっぷちょうさ)

国土交通省が実施主体となり、都市圏規模別に抽出した対象都市に対して、概ね5年に1度、全国一斉に実施される調査で、「全国横断的」かつ「時系列的」に都市交通の特性を把握する調査。

## た行

### タイムライン

たいむらいん

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

### 地域包括支援センター

ちいきほうかつしえんせんたー

介護予防のケアマネジメントを行い、高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能を有する施設。保健師など、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

### 地区計画

ちくけいかく

都市計画法第12条の4に規定する、特定の地区・街区レベルの都市計画。それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、住民の合意に基づいて、公共的施設の配置や建築物の用途・規模・形態などの制限をきめ細かく定めるもの。

### D I D (人口集中地区)

でいーあいー (じんこうしゅうちゅうちく)

Densely Inhabited District の略称。国勢調査の統計データに基づいて、一定の基準により都市的地域を定めたもの。人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の国勢調査における基本単位区などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる区域。

### 低未利用地

ていみりようち

適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間にわたり適正な利用が図られていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、管理状況、整備水準など）が低い「低利用地」の総称。

### 都市機能

としきのう

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能をいう。

### 都市機能誘導区域

としきのうゆうどうくいき

立地適正化計画において定める区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。医療・福祉・商業等の都市機能を当該区域に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。(都市再生特別措置法第81条第2項第3号)

### 都市計画運用指針

としけいかくうんようしん

都市計画制度の企画・立案に責任を有する国が、各制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示す、都市計画制度全般に関する指針。

### 都市計画区域

としけいかくくいき

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域。都市計画法に基づいて知事が定める。

## 都市計画区域マスタープラン

### としけいかくいきますたーぷらん

都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法において、次のように定められている。

1. 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。
2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ①都市計画の目標
  - ②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
  - ③前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針。
3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

## 都市計画道路

### としけいかくどうろ

都市計画において定められた都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊道路の4種類に分類される。

## 都市計画マスタープラン

### としけいかくますたーぷらん

都市計画法第18条の2に規定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針。都市づくりの将来ビジョンを確立し、個別の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿を明示したうえで、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもの。

## 都市構造

### としこうぞう

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

## 都市施設

### としせつ

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための基礎となる施設の総称で、道路、公園、下水道、処理施設などをいう。

## 都市再生推進法人

### としさいせいすいしんほうじん

都市再生特別措置法第118条に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市町村長が指定するもの。まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営、都市開発事業の実施やその支援、まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等を行う。

## 都市再生特別措置法

### としさいせいとくべつそちほう

急速な社会経済情勢の変化に都市が対応していくため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定め、都市計画の特例や都市再生整備計画に基づく事業等に対する交付金の交付等、特別な措置を講じること、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に、2002年に制定された法律。

## 都市のスポンジ化

### としのすぽんじか

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用な空間が時間的・空間的にランダムに発生する現象。都市のスポンジ化の進行は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招くおそれがある。

## 土地区画整理事業（区画整理）

### とちくかくせいりじぎょう（くかくせいり）

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業。

## な行

### 二次保健医療圏

にじほけんいりょうけん

保健との連携のもと二次医療（概ね専門性のある外来及び一般入院）サービスを提供する圏域であり、次の要件を考慮して設定されるもの。

- ・一般病床の入院患者の流れからみて、当該圏域における受療割合が高く、圏域としてある程度の独立性を有すること。
- ・地理的条件、交通体系及び地域住民の生活行動圏からみて、適切な広がりを持つこと。
- ・圏域内に中核となり得る医療機関が存在していること。

上記の要件を考慮し、上山市は村山二次保健医療圏に属している。

## は行

### ハザード

はざーど

危険または危険の要因。本計画では、自然災害の潜在的危険性を示す。

### ハザードマップ

はざーどまっぷ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の拡大範囲及び被害の程度、避難経路、避難場所などの情報が図示される。

### ファサード改修

ふぁさーどかいしゅう

ファサードとは、建物の正面のことを指し、景観を整えたり、建物の象徴性を高めたりするために、ファサードのみを改修すること。

### 防災指針

ぼうさいしん

居住誘導区域では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の、立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。（都市再生特別措置法第81条第2項第5号）

## ま行

### マイタイムライン

まいたいむらいん

住民一人一人のタイムライン〔防災行動計画〕であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取る標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

### まちなか

まちなか

多くの人が住み、働いている場所であるとともに、買い物場所や公共施設、病院などが多く、バスや鉄道などの公共交通や、道路や公園などの都市施設が充実している区域を指す。

上山市立地適正化計画の中では、居住誘導区域を指す。

## や行

### 山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

やまがたこういきとしけいかくくいきのせいび、かいはつおよびほぜんのほうしん

山形県が定める、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町により構成される広域都市計画区域を対象とした都市計画の基本方針。東南村山圏域都市計画区域マスタープラン。通称「区域マス」

### 山形広域都市圏パーソントリップ調査

やまがたこういきとしけんぱーそんとりっぷちょうさ

平成29年度に山形市が中心となり、天童市、上山市、山辺町、中山町を含めた山形広域都市圏にて実施した、自動車のほか、鉄道やバスなどの公共交通、自転車や徒歩といった各交通手段の利用実態や行動目的を把握するための調査。

## 誘導施設（都市機能増進施設）

ゆうどうしせつ（としきのうぞうしんしせつ）

都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき居住者の利便性向上のために必要な施設。都市機能増進施設の別称。

都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に寄与する施設のこと。以下のような施設が想定されている。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他高齢化社会の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設

## 用途地域

ようとちいき

都市機能の維持増進や住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて定める。地域地区（都市計画法に基づく都市計画の一つ）の一つ。

## ら行

### ランドバンク（小規模連鎖型区画再編事業）

らんどばんく（しょうきぼれんさがたくかくさいへんじぎょう）

前面道路や隣接地を巻き込んだ整備を行うことにより、接道状況や土地形状の改善を図ることで、不動産市場に流通する不動産を生み出し、空き家・空き地の解消を図ることを目的とした事業。市街地整備上困難な状況に対応する新たな手法であり、無接道のため建築物の再建築不能である、土地形状が悪いなどを理由とした不動産市場に流通が困難な物件を対象に、空き家、空き地、周辺の宅地及び道路を一体として捉え、小規模な区画単位ではあるが、それを段階的に連鎖的に再編していくことにより、良好な住環境、生活道路環境を整備し、中心市街地における土地・建物の不動産の流通促進による人口の定住・誘導を促進し、コンパクトシティの推進に効果を発揮することが期待される。

## 立地適正化計画

りっちてきせいかけいかく

居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置付け、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が作成できるようになった計画。

## リノベーション

りのべーしょん

既存の建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化などを行うことで、建築物に新しい価値を加えること。減築なども含まれる。